

国家公務員法の一部を改正する法律案 新旧対照条文

○国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）抄

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（他の役職員についての依頼等の規制）</p> <p>第百六条の二 職員は、営利企業等（営利企業及び営利企業以外の法人（国、国際機関、地方公共団体、行政執行法人及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人を除く。）その他の団体をいう。以下同じ。）に対し、他の職員若しくは行政執行法人の役員（以下「役職員」という。）をその離職後に、若しくは役職員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人（当該営利企業等に財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。）を支配されている法人として政令で定めるものをいう。以下同じ。）の地位に就かせることを目的として、当該役職員若しくは役職員であつた者に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該役職員をその離職後に、若しくは役職員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、若しくは依頼してはならない。</p>	<p>（他の役職員についての依頼等の規制）</p> <p>第百六条の二 職員は、営利企業等（営利企業及び営利企業以外の法人（国、国際機関、地方公共団体、行政執行法人及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人を除く。）をいう。以下同じ。）に対し、他の職員若しくは行政執行法人の役員（以下「役職員」という。）をその離職後に、若しくは役職員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人（当該営利企業等に財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。）を支配されている法人として政令で定めるものをいう。以下同じ。）の地位に就かせることを目的として、当該役職員若しくは役職員であつた者に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該役職員をその離職後に、若しくは役職員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、若しくは依頼してはならない。</p>
<p>② 職員は、職員であつた者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>一 他の役職員をその離職後に、又は役職員であつた者を、営利企業等又はその子法人の地位に就かせることを目的として、次に掲げる行為をすること。</p>	<p>（新設）</p>

- イ 当該役員又は役職員であつた者に関する情報を提供すること。
- ロ 当該営利企業等に対し、当該役員又は役職員であつた者に関する情報を提供するよう、依頼すること。
- ハ 当該地位に関する情報の提供を依頼すること。
- ニ 当該地位に関する情報を提供すること。
- 二 営利企業等に対し、他の役員をその離職後に、又は役員であつた者を、当該営利企業等又はその子法人の地位に就かせることを要求し又は依頼するよう、依頼すること。
- ③ 前二項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。
- 一 (略)
- 二 退職手当通算予定職員を退職手当通算法人の地位に就かせることを目的として行う場合(独立行政法人通則法第五十四条第一項において読み替えて準用する第五項に規定する退職手当通算予定役員を同条第一項において準用する次項に規定する退職手当通算法人の地位に就かせることを目的として行う場合を含む。)
- 三 (略)
- ④ (略)
- ⑤ 第三項第二号の「退職手当通算予定職員」とは、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き退職手当通算法人(前項に規定する退職手当通算法人をいう。以下同じ。)の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職することとなる職員であつ
- ② 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。
- 一 (略)
- 二 退職手当通算予定職員を退職手当通算法人の地位に就かせることを目的として行う場合(独立行政法人通則法第五十四条第一項において読み替えて準用する第四項に規定する退職手当通算予定役員を同条第一項において準用する次項に規定する退職手当通算法人の地位に就かせることを目的として行う場合を含む。)
- 三 (略)
- ③ (略)
- ④ 第二項第二号の「退職手当通算予定職員」とは、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き退職手当通算法人(前項に規定する退職手当通算法人をいう。以下同じ。)の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職することとなる職員であつ

て、当該退職手当通算法人に在職した後、特別の事情がない限り引き続いて選考による採用が予定されている者のうち政令で定めるものをいう。

⑥ 職員であつた者は、第二項の規定に違反する職員の行為を受けて、営利企業等に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

一 他の役職員をその離職後に、又は役職員であつた者を、当該営利企業等又はその子法人の地位に就かせることを目的として、次に掲げる行為をすること。

イ 当該役職員又は役職員であつた者に関する情報を提供すること。

ロ 当該地位に関する情報の提供を依頼すること。

二 他の役職員をその離職後に、又は役職員であつた者を、当該営利企業等又はその子法人の地位に就かせることを要求し、又は依頼すること。

⑦ 職員であつた者であつて、他の役職員をその離職後に、又は役職員であつた者を、営利企業等又はその子法人の地位に就かせることに関し職員との間で情報の共有又は連絡調整を行うことが常態であるものは、営利企業等に対し、前項各号に掲げる行為をしてはならない。

(在職中の求職の規制)

第六六条の三 (略)

② 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

て、当該退職手当通算法人に在職した後、特別の事情がない限り引き続いて選考による採用が予定されている者のうち政令で定めるものをいう。

(新設)

(新設)

(在職中の求職の規制)

第六六条の三 (略)

② 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

- 一 退職手当通算予定職員(前条第五項に規定する退職手当通算予定職員をいう。以下同じ。)が退職手当通算法人に対して行う場合  
二〜四 (略)

③〜⑤ (略)

(離職後の就職の承諾等の規制)

第百六条の三の二 職員は、離職後二年間は、営利企業等の地位で、その離職前五年間に在職していた政令で定める国の機関、行政執行法人又は都道府県警察と密接な関係にあるものに就くことを承諾し、又は就いてはならない。

② 前項の規定は、同項の地位に就くことを承諾し、又は就くことにより公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として政令で定める場合において、政令で定める手続により内閣総理大臣の承認を得たときは、これを適用しない。

③ 前項の規定による内閣総理大臣が承認する権限は、再就職等監視委員会に委任する。

④ 前項の規定により再就職等監視委員会に委任された権限は、政令で定めるところにより、再就職等監察官に委任することができる。

⑤ 再就職等監視委員会が第三項の規定により委任を受けた権限に基づき行う承認(前項の規定により委任を受けた権限に基づき再就職等監察官が行う承認を含む。)についての審査請求は、再就職等監視委員会に対して行うことができる。

- 一 退職手当通算予定職員(前条第四項に規定する退職手当通算予定職員をいう。以下同じ。)が退職手当通算法人に対して行う場合  
二〜四 (略)

③〜⑤ (略)

(新設)

(設置)

第百六条の五 (略)

② 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 第百六条の三第三項、第百六条の三の二第三項及び前条第六項の規定により委任を受けた権限に基づき承認を行うこと。

三 (略)

(再就職等監察官)

第百六条の十四 (略)

② 監察官は、委員会の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。

一 第百六条の三第四項、第百六条の三の二第四項及び第百六条の四第七項の規定により委任を受けた権限に基づき承認を行うこと。

二 四 (略)

③ ⑤ (略)

(再就職後の公表)

第百六条の二十七 在職中に第百六条の三第二項第四号の承認を得た管理職職員が離職後に当該承認に係る営利企業等の地位に就いた場合には、当該管理職職員が離職時に在職していた府省その他の政令で定める国の機関、行政執行法人又は都道府県警察(以下この項にお

(設置)

第百六条の五 (略)

② 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 第百六条の三第三項及び前条第六項の規定により委任を受けた権限に基づき承認を行うこと。

三 (略)

(再就職等監察官)

第百六条の十四 (略)

② 監察官は、委員会の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。

一 第百六条の三第四項及び第百六条の四第七項の規定により委任を受けた権限に基づき承認を行うこと。

二 四 (略)

③ ⑤ (略)

(再就職後の公表)

第百六条の二十七 在職中に第百六条の三第二項第四号の承認を得た管理職職員が離職後に当該承認に係る営利企業等の地位に就いた場合には、当該管理職職員が離職時に在職していた府省その他の政令で定める国の機関、行政執行法人又は都道府県警察(以下この条にお

て「在職機関」という。）は、政令で定めるところにより、その者の離職後二年間（その者が当該営利企業等の地位に就いている間に限る。）、次に掲げる事項を公表しなければならない。

一～四（略）

② 前項の規定は、第百六条の三の二第二項の承認を得た管理職職員又は管理職職員であつた者が、離職後二年を経過するまでの間に、当該承認に係る営利企業等の地位に就いた場合について準用する。

第百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一～十三（略）

十三の二 第百六条の三の二の規定に違反して営利企業等の地位に就いた者

十四～十八（略）

第百十一条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第百六条の二第一項の規定に違反した職員

二 第百六条の二第二項の規定に違反した職員（同項の規定に違反する行為の相手方である職員であつた者が同条第六項の規定に違反した場合に限る。）

三 第百六条の二第六項の規定に違反した職員であつた者

て「在職機関」という。）は、政令で定めるところにより、その者の離職後二年間（その者が当該営利企業等の地位に就いている間に限る。）、次に掲げる事項を公表しなければならない。

一～四（略）

（新設）

第百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一～十三（略）

（新設）

十四～十八（略）

（新設）

四 第百六条の二第七項の規定に違反した職員であつた者

五 第百六条の三第一項の規定に違反した職員

第百十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。

一 職務上不正な行為（第百六条の二第二項若しくは第二項、第百六条の三第一項又は第百六条の三の二第一項の規定に違反する行為を除く。次号において同じ。）をすること若しくはしたこと、又は相当の行為をしないこと若しくはしなかつたことに関し、営利企業等に対し、離職後に当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就くこと、又は他の役職員をその離職後に、若しくは役職員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、又は約束した職員

二・三 (略)

第百十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。

一 職務上不正な行為（第百六条の二第二項又は第百六条の三第一項の規定に違反する行為を除く。次号において同じ。）をすること若しくはしたこと、又は相当の行為をしないこと若しくはしなかつたことに関し、営利企業等に対し、離職後に当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就くこと、又は他の役職員をその離職後に、若しくは役職員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、又は約束した職員

二・三 (略)